［別表を削る。］

決定、申合せ等			公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する文書	二十年（公安委員会の運営に関する定めに係る行政文書ファイル等でその内容に重要性がないと認められるものにあっては、三十年）
苦情の申出等			警察法第七十九条第二項の規定による苦情の申出及びその対応に関する行政文書	当該苦情の対応が終了する日に係る特定日以後五年
意見、要望等			公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその対応に関する行政文書	当該意見、要望等の対応が終了する日に係る特定日以後一年
文書管理に関する事項	文書管理	行政文書ファイル管理簿		無期限
		移管・廃棄簿		二十年

備考　この表において「特定日」とは、第十一条第九項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の四月一日（当該確定することとなる日から一年以内の日であって、四月一日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）をいう。

別表第二（第十二条関係）

事項	業務		保存期間満了後の措置
公安委員会の決定又は了解及びその経緯	会議		移管
	監察の指示		移管
	決定、申合せ等	移管（公安委員会の運営に関する定めに係る行政文書ファイル等でその内容に重要性がないと認められるものにあっては、廃棄）	
	苦情の申出等	移管（その内容に重要性がないと認められるものにあっては、廃棄）	
	意見、要望等	廃棄	
文書管理に関する事項	文書管理		廃棄（移管・廃棄簿にあっては、移管）